

奈良市公報

号外 第 25 号

平成20年10月20日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○住民票の職権消除	1
○道路の位置指定	1
○充当通知書の公示送達	2
○地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧	2
○放置自転車等の保管	2
○奈良市地域安全条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示	2
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	3
○生活保護法の規定による医療機関の指定	3
○放置自転車等の保管	3
○交付要求通知書の公示送達	3
○住民票の職権消除	3
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	4
○開発行為に関する工事の完了	4
○放置自転車等の保管	4
○開発行為に関する工事の完了	4
○充当通知書の公示送達	5
○放置自転車等の保管	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○放置自転車等の保管（2件）	5
○奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	5
○議会定例会の招集	6
○放置自転車等の保管	6
○生活保護法の規定による医療機関の指定	6
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	6
○放置自転車等の保管	7

監 査

○包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等	7
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	7

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	7
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	7
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	8

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催.....8

告 示

奈良市告示第456号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があつたことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成20年8月18日

奈良市長 藤原昭

以下省略

(平成20年8月18日掲示済)

奈良市告示第457号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年8月18日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	東大阪市稻田本町三丁目6番24号
申請者氏名	株式会社 神名 代表取締役 大浦一憲
道路の位置	奈良市神殿町409番9
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m

道路の延長	16.27m
指定年月日	平成20年8月18日
指定番号	第20009号

(平成20年8月18日掲示済)

奈良市告示第458号

充当通知書を送付したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明の為、送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年8月19日

奈良市長 藤原昭

1 送達をすべき文書

充当通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成20年8月19日掲示済)

奈良市告示第459号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

平成20年8月19日

奈良市長 藤原昭

1 閲覧を実施する者の名称

奈良市

2 閲覧地域

奈良市小倉町の一部地域

3 地図及び簿冊の名称

地籍図、地籍簿

4 閲覧期間

平成20年8月20日から平成20年9月8日まで

5 閲覧場所

奈良市都祁行政センター業務課（奈良市針町2176番地）

(平成20年8月19日掲示済)

奈良市告示第460号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月19日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成20年8月19日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表
- (平成20年8月19日掲示済)
- 奈良市告示第461号**
- 奈良市地域安全条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
- 平成20年8月19日
- 奈良市長 藤原昭
- 奈良市地域安全条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示
- 奈良市地域安全条例等策定委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第696号）の一部を次のように改正する。
- 題名を次のように改める。
- 奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱
- 第1条中「奈良市地域安全条例等策定委員会」を「奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会」に改める。
- 第2条第4号中「(仮称) 犯罪抑止計画等」を「奈良市安全安心まちづくり基本計画等」に改め、同条第5号中「犯罪抑止計画」を「奈良市安全安心まちづくり基本計画」に改める。
- 第6条中「地域安全課」を「市民安全課」に改める。
- 附 則
- この告示は、平成20年8月19日から施行する。
- (平成20年8月19日掲示済)

奈良市告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
むくぼ医院	奈良市平松一丁目31-24	平成20年8月31日
今井医院	奈良市西大寺北町三丁目1-1	平成20年8月9日
西塔歯科医院	奈良市上三条町12-5 鎌田ビル2階	平成20年7月31日
医療法人昌誠会 新大宮歯科医院	奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル2階	平成20年7月31日

(平成20年8月20日掲示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年8月20日

奈良市長 藤原昭

奈良市告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ならまちワンネス歯科	奈良市北風呂町37-1	平成20年8月8日
医療法人昌誠会 新大宮歯科医院	奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル1階	平成20年8月1日

(平成20年8月20日掲示済)

2 送達を受けるべき者

省略

(平成20年8月20日掲示済)

奈良市告示第464号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管しましたので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月20日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年8月20日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年8月20日掲示済)

奈良市告示第466号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同令第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があったことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成20年8月21日

奈良市長 藤原昭

以下省略

(平成20年8月21日掲示済)

奈良市告示第465号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年8月20日

奈良市長 藤原昭

1 送達をすべき文書
交付要求通知書

奈良市告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に

奈良市公報

平成20年10月20日
(月曜日)

号外第25号

基づき、次のように道路の区域を変更します。
その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年8月21日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	鶴舞東町3172番4地先から 鶴舞西町3142番18地先まで	前	14.1～14.3	557.7	
			後	16.1～17.8	557.7	
2	南部第188号線	出屋敷町62番地先から 出屋敷町65番1地先まで	前	1.3～2.1	70.4	
			後	1.3～4.7	70.4	
3	西部第534号線	二名平野二丁目2097番地先から 二名平野二丁目2177番地先まで	前	2.2～3.2	75.0	
			後	3.1～4.0	75.0	

(平成20年8月21日掲示済)

奈良市告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成20年8月21日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年8月21日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	南部第188号線	出屋敷町62番地先から 出屋敷町65番1地先まで	1.3～4.7	70.4	
2	西部第534号線	二名平野二丁目2097番地先から 二名平野二丁目2177番地先まで	3.1～4.0	75.0	

(平成20年8月21日掲示済)

奈良市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年8月21日

奈良市長 藤原昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年7月25日 奈良市指令都整開 第08A-18号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成20年8月21日 第1136号
 - (2) 公共施設 平成20年8月21日 第499号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路三丁目965番地の11及び966番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路三丁目1番16号
岡嶋 良男
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市四条大路三丁目965番地の11の一部及び966番地の1の一部
 - (2) 下水道
奈良市四条大路三丁目966番地の1の一部

(平成20年8月21日掲示済)

奈良市告示第470号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月21日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年8月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年8月21日掲示済)

奈良市告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年8月22日

奈良市長 藤原昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年7月4日 奈良市指令都整開 第08A-13号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成20年8月22日 第1137号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来町1157番地の2、1158番地の5、1159番地の1、1163番地の2、1164番地の4及び1538番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市宝来四丁目25番8号
米田 ハル子
(平成20年8月22日掲示済)

奈良市告示第472号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第129条第2項の規定に係る充当通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年8月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達すべき文書
充当通知書
 - 2 送達を受けるべき者
省略
- (平成20年8月22日掲示済)

奈良市告示第473号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年8月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- (平成20年8月22日掲示済)

奈良市告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年8月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年7月2日 奈良市指令都整開 第08A-14号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年8月25日 第1138号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町1514番地の21及び1514番地の61

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路一丁目24番22号
櫛木 謙昌
(平成20年8月25日掲示済)

奈良市告示第475号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年8月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年8月26日掲示済)

奈良市告示第476号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年8月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年8月27日掲示済)

奈良市告示第477号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年8月27日

奈良市長 藤原 昭

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示
奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。
別表1歳児保育事業補助金の項中「3,120円」を「1,780円」に改め、同表共益費負担補助金の項を削り、同表週休等加配保育土賃金補助金の項中「通勤手当 日額680円以

内の額」を削る。

附 則

この告示は、平成20年8月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度予算に係る補助金から適用する。

(平成20年8月27日掲示済)

奈良市告示第478号

平成20年9月4日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成20年8月28日

奈良市長 藤原昭

(平成20年8月28日掲示済)

奈良市告示第479号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月28日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年8月28日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年8月28日掲示済)

奈良市告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年8月28日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称

医療機関の所在地

指定年月日

むくぼ医院

奈良市平松一丁目31-24

平成20年9月1日

(平成20年8月28日掲示済)

奈良市告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年8月29日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関

名称

所在地

施設又は実施する事業の種類

指定年月日

開設者

名称

主たる事務所の所在地

つばさみなみ

奈良市大安寺三丁目9-12マンション楠101

居宅 訪問介護

平成20年8月1日

合同会社さくら

奈良県奈良市法華寺町282-11

介護予防 訪問介護

平成20年8月1日

リハビリこうあん

奈良市三条大路一丁目1-90奈良セントラルビル1F

居宅 通所リハビリテーション

平成20年9月1日

医療法人こうあん

奈良県奈良市三条大路一丁目1-90奈良セントラルビル1F

介護予防 通所リハビリテーション

平成20年9月1日

(平成20年8月29日掲示済)

奈良市告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年8月29日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関

名称

所在地

休止した施設又は休止した事業の種類

休止年月日

開設者

名称

主たる事務所の所在地

ヘルスレント奈良ステーション

奈良市四条大路一丁目4-44

居宅 福祉用具貸与

平成20年9月1日

株式会社レントオール天理

奈良県天理市稻葉町73-1

居宅 特定福祉用具販売

平成20年9月1日

介護予防 特定介護予防福祉用具販売

平成20年9月1日

介護予防 福祉用具貸与

平成20年9月1日

(平成20年8月29日掲示済)

奈良市告示第483号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月29日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年8月29日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年8月29日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成20年8月18日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 敦次
同 大橋 雪子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

中本 勝

奈良市佐保台二丁目840番地の129

酒井 清

兵庫県川西市美山台1丁目1番44号

杉山 恵美

茨木市新和町20番25号 アーティング・グレース302号室

壬生 裕子

大阪市西区北堀江4丁目12番10号 グランドメゾン長堀613号

浅沼 由希子

兵庫県宝塚市小林1丁目15番19号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年8月12日から平成21年3月31日まで

(平成20年8月18日掲示済)

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知だったので、次のとおり公

表します。

平成20年8月27日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 敦次
同 大橋 雪子

文書法制課

監査結果公表日 平成20年6月6日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成20年7月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) マイクロフィルム文書撮影等業務委託の指名競争入札において、指名業者全員出席のもと、事前の説明会が行われていた。 工事入札において、談合を助長するおそれのある現場説明会は原則廃止されているため、本件の入札においても説明会が必要であるか検討されたい。	本年7月16日に実施したマイクロフィルム文書撮影等業務委託の指名競争入札については、従前の事前説明会を廃止し、撮影対象文書及び昨年度の資料の参考閲覧は一定期間に申し出により個別に可能とする方式で行った。 今年度については、その申し出もなく落札業者を決定することができた。

(平成20年8月27日掲示済)

公営企業

奈良市水道局告示第35号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年8月18日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
マルコウ設備	木下 孝司	京都府木津川市相楽 神後原57-1-101	平成20年 8月7日

(平成20年8月18日掲示済)

奈良市水道局告示第36号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年8月18日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
マルコウ設備株式会社	代表取締役 木下 孝司	京都府木津川市相楽 神後原57-1-101	平成20年 8月7日

(平成20年8月18日掲示済)

奈良市水道局告示第37号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年8月20日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
稻垣組	稻垣等	奈良市大宮町一丁目 7番4号	平成20年 8月15日

(平成20年8月20日掲示済)

教育委員会**奈良市教育委員会告示第45号**

平成20年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成20年8月27日

奈良市教育委員会
委員長 冷水毅

1 日時

平成20年9月2日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成20年度9月補正予算要求内示について
- (2) 平成20年度「なら教育の日」、「なら教育週間」について
- (3) 奈良市立認定こども園（幼稚園型）について
- (4) 世界遺産学習副読本『奈良大好き世界遺産学習』及びティーチャーズガイドについて
- (5) 平成20年度「30人学級」指導の手引きについて
- (6) 弁当選択制による中学校給食の拡充について

議事

議案第27号 奈良市教育委員会施策評価について

議案第28号 奈良市公民館条例施行規則の一部改正について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
9月～10月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年8月27日掲示済)